

弁護士費用補償の補償範囲

自動車保険にも弁護士費用特約（日常生活・自動車事故型）が存在しますが、補償内容は下表のとおり異なります。補償範囲をご確認の上、ご検討いただきますようお願いいたします。

	個人賠償もちもの保険 弁護士費用総合補償特約	自動車保険 弁護士費用特約 (日常生活・自動車事故型)
補償の対象となる方	<ul style="list-style-type: none">・被保険者本人・お子さま（※）  <p>補償対象としたい方を被保険者として追加することで、上記以外の方も補償することが可能です。</p> <p>※お子さま：加入者様が親権を有する未成年の子にかぎります ※遺産分割調停、離婚調停はご加入者本人のみが補償対象です</p>	<ul style="list-style-type: none">・被保険者本人・契約自動車搭乗中の者・ご家族（※）  <p>※ご家族：記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族、記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子</p>
自己負担額	あり 詳細はパンフレットP.6をご参照ください	なし
補償する事例	<ul style="list-style-type: none">・被害事故（※）・人格権侵害・借地・借家・遺産分割調停・離婚調停  <p>※自動車による被害事故は含みません</p>	<ul style="list-style-type: none">・（自動車事故を含む）被害事故※ <p>※日本国内において保険期間中に発生した偶然な事故により、次のいずれかに該当する被害が生じたことをいいます。</p> <ol style="list-style-type: none">① 被保険者の生命または身体が害されること（注1）。② 被保険者が所有、使用または管理する財物が滅失、破損、汚損または盗取（注2）されること。 <p>（注1）生命または身体が害されること 傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。 （注2）盗取 詐取、恐喝またはこれらに類似の事由を含み、警察への届出を行ったものにかぎります。なお、この場合における事故の発生の日は、盗取の原因となる財物の占有移転があった日とします。</p>